

京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱

令和6年5月13日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市地域公共交通における運行維持支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 燃料費高騰やコロナ禍以降も乗客数が回復していないことにより、依然として厳しい経営状況にある公共交通事業者に対し、燃料費高騰分を踏まえた支援金を交付することで、将来に向け公共交通サービスの維持・確保を図ろうとするものである。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「交付対象者」という。）を対象とする。

- (1) 京都市内において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に基づく運行を行う者（ただし、令和6年4月1日時点で、京都市内での一般乗合旅客自動車運送事業の認可路線の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること）又は前述の事業者運行を委託している地域団体
- (2) 京都市内において、鉄道事業法又は軌道法に基づく運行を行う者（ただし、令和6年4月1日時点で、京都市内にのみ営業路線を有しかつ営業距離の総延長（その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線を除く。）の過半が、旧市電外郭線（北大路通、東大路通、西大路通及び九条通に囲まれたエリアをいう。）外に存していること）

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、前条第1号に定める交付対象者にあつては、バス1車両当たり単価10万3千円（ただし、乗車定員10名以下の車両にあつては3万4千円とする。）に、令和6年4月1日時点における京都市内の営業路線に使用するバス車両の数（以下「市内バス路線車両数」という。）を乗じた金額とし、予算の範囲内で交付する。前条第2号に定める交付対象者にあつては、別表の鉄軌道車両1車両当たり単価に、令和6年4月1日時点における京都市内の営業路線に使用する鉄道車両の数（ただし、鋼索線、索道線及び保守に供される車両を除く。）を乗じた金額とし、予算の範囲内で交付する。

- 2 前項の市内バス路線車両数は、次の各号に掲げる方法により営業路線ごとのバス車両の数を算出し、これを合計したもの（小数点第1位以下切捨て）とする。ただ

し、その運行体系及び運賃体系等から、京都市民の日常生活に使用されると認められない路線に供されるバス車両並びに貸切及び特定輸送に供されるバス車両は除いて算出する。

- (1) 京都市内で完結する路線に供されるバス車両については、そのバス車両の数とする。
- (2) 京都市内外にまたがる路線に供されるバス車両については、車両ごとに、総運行距離に占める京都市内停留所間の路線距離（以下「市内運行距離」という。）の割合を乗じて算出（小数点第2位以下切捨て）する。ただし、対象路線の市内運行距離が1.5km未満の場合は市内運行距離を0kmとし、対象路線の京都市外の運行距離（総運行距離から市内運行距離を減じたもの）が1.5km未満の場合はその運行距離を市内運行距離に含めるものとする。

（支援金の交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請を行おうとする者は、令和6年6月14日までに、京都市地域公共交通における運行維持支援金交付申請書（第1号様式）を次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 支援金対象車両数報告書（第2号様式）
- (2) 保有している車両が分かる書類
- (3) 京都市内外にまたがる路線の総路線距離、市内路線距離及び必要車両数が分かる書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

（支援金の交付の決定）

第6条 市長は前条による申請が到着した日から30日以内に、支援金の交付及び支援金の額又は不交付を決定する。

- 2 前項に基づき、交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市地域公共交通における運行維持支援金交付及び交付額決定通知書（第3号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都市地域公共交通における運行維持支援金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 条例第13条の規定により申請の取下げを行おうとする者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（支援金の請求）

第8条 交付対象者は、第6条の規定による支援金の支援決定の通知を受けたときは、速やかに京都市地域公共交通における運行維持支援金支払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、交付対象者がこの要綱の規定に違反したと認めるとき又は第7条に規定する書面の提出があったときは、支援金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した支援金の返還を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から実施する。

別表（第4条第1項関係）

鉄軌道車両1車両当たり単価

事業者名	1車両当たり単価
京福電気鉄道	5万1千円
叡山電鉄	35万3千円

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地

申請者名

代表者名

京都市地域公共交通における運行維持支援金交付申請書

令和6年5月13日付け決定京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、京都市地域公共交通における運行維持支援金の交付を申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円
（支援金対象車両数： 両）

2 添付書類

- (1) 支援金対象車両数報告書（第2号様式）
- (2) 保有している車両が分かる書類
- (3) 京都市内外にまたがる路線の総路線距離、市内路線距離及び必要車両数が分かる書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

支援金対象車両数報告書（バス事業者等用）

1 京都市内の営業所

（令和6年4月1日時点）

営業所名			
対象車両数	営業用登録車両数 両（①）		
	対象外 車両の 内訳	①日常生活に使用されない路線の車両数	両
		②貸切及び特定輸送の車両数	両
		③市内外にまたがる路線の支援金対象外車両数	両
	支援金対象車両数 両（①－①－②－③）		

＜「市内外にまたがる路線の支援金対象外車両数」の内訳＞

系統 番号	起点	終点	全体の 路線距離	京都市内 停留所間の 路線距離	運用 車両数	支援金 対象外 車両数
			A	B		$(A-B)/A \times C$
			km	km	両	両
			km	km	両	両
			km	km	両	両
合計						両

※ B（京都市内停留所間の路線距離）が1.5km未満の場合は0kmとして扱う。

＜「市内外にまたがる路線のうち、市外路線距離が1.5km未満の系統を運行する車両数」の内訳＞

系統 番号	起点	終点	全体の 路線距離	京都市内 停留所間の 路線距離	運用 車両数
			km	km	両
			km	km	両

2 京都市外の営業所

(令和6年4月1日時点)

営業所名			
対象車両数	営業用登録車両数 両		
	対象車両の内訳	①市内外にまたがる路線の支援金対象車両数	両
		②市内完結路線の支援金対象車両数	両
	支援金対象車両数 両 (①+②)		

<「市内外にまたがる路線の支援金対象車両数」の内訳>

系統番号	起点	終点	全体の 路線距離	京都市内 停留所間の 路線距離	運用 車両数	支援金 対象 車両数
			A	B		B/A×C
			km	km	両	両
			km	km	両	両
			km	km	両	両
合計						両

※ B（京都市内停留所間の路線距離）が1.5km未満の場合は0kmとして扱う。

<「市内完結路線の支援金対象車両数」の内訳>

系統番号	起点	終点	運用 車両数
			両
			両
			両
合計			両

支援助金対象車両数報告書（鉄道事業者用）

(令和6年4月1日時点)

対象車両数	営業用登録車両数 両 (⑦)		
	対象外車両の内訳	①鋼索線及び索道線の車両	両
	支援金対象車両数 両 (⑦－①)		

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市地域公共交通における運行維持支援金交付及び交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のあった交付申請について、令和6年5月13日付け決定京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付すること及び交付額を決定しましたので、通知します。

記

交付支援金額 金 円

ただし、市長は、交付対象者が 年 月 日付け決定京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱の規定に違反したと認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した支援金の返還を命じることができる。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市地域公共交通における運行維持支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった交付申請について、令和6年5月13日付け決定京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記の理由により不交付することを決定しましたので、通知します。

記

不交付の理由

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

年 月 日

（あて先）京都市長

所 在 地
申請者名
代表者名

京都市地域公共交通における運行維持支援金支払請求書

年 月 日付けで交付額の通知があった、京都市地域公共交通における運行維持支援金について、令和 6 年 5 月 1 3 日付け決定京都市地域公共交通における運行維持支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

支援金の振込先

振込先金融機関名				銀 行 信用金庫 信用組合 農 協				本 店 支 店 出張所	
受 取 人	預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他	口 座 番 号						
	(フリガナ)								
	(口座名義)								

※ 請求者の名義の口座を記入してください。
※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。